

特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の  
構成員の資格の確認について

林業特定技能・育成就労協議会組織運営要領（令和8年6月26日林業特定技能・育成就労協議会決定第1号。）第2条第3号の規定に基づき、特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について、以下のとおり定める。

- 1 林業特定技能・育成就労協議会構成員資格取扱要領（特定技能所属機関）（令和8年6月26日林業特定技能・育成就労協議会決定第2号）の第1条第2号で定める、「林業種苗育成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置を講じていること」とは、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に沿って取り組んでいることを指すものとする。
- 2 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させようとする者は、1の取組について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（令和3年2月26日林野庁）により取組状況をチェックし、全ての項目を確認した同チェックシートを構成員の資格申請の際に添付するものとする。